$I_{34} = 0.023$

$I_{35} = 0.023$

$I_{36} = 0.012$

$I_{37} = 0.010$

$I_{38} = 0.0024$

$I_{39} = 0.0023$

$I_{30} = 0.0018$

$I'_{27} = 0.012$

$I'_{28} = 0.0028$

$I'_{29} = 0.0027$

$I'_{30} = 0.00215$

$I2_{21} = 0.030$

$I2_{22} = 0.029$

$I2_{23} = 0.028$

$I2_{24} = 0.028$

$I2_{25} = 0.028$

$I2_{26} = 0.015$

$I2_{27} = 0.010$

$I2_{28} = 0.0024$

$I2_{29} = 0.0023$

$I2_{30} = 0.0018$

$I2'_{27} = 0.006$

$I2'_{28} = 0.0014$

$I2'_{29} = 0.0014$

$I2'_{30} = 0.00108$

J_n　病院事業（機械器具整備事業）に充てるため平成26年度以降の平成n年度に発行について同意又は許可を得た地方債（平成15年度以降に基本設計等に着手した事業に限り、L_nに係るものを除く。）の額に2分の1を乗じて得た額及び災害拠点病院の施設整備（機械器具整備事業）に充てるため平成26年度以降の平成n年度に発行について同意又は許可を得た地方債（平成15年度以降に基本設計等に着手した事業に限り、N_n及びN'_nに係るものを除く。）の額に2分の1を乗じて得た額の合算額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

$K_{26} = 0.113$

○・○○○一六）を、6に規定する特別分に係るものに○・○○○一九（6に規定する災害時医療施設の整備に要する経費に充てるため発行について同意又は許可を得たものにあつては○・○○○一○）を、平成二十九年度における都道府県立病院事業債同意等額（特定分に係るもの及び医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち6に規定する特別分に係るもの以外のものに○・○○○一六（6に規定する災害時医療施設の整備に要する経費に充てるため発行について同意又は許可を得たものにあつては○・○○○一六）を、6に規定する特別分に係るものに○・○○○一八（6に規定する災害時医療施設の整備に要する経費に充てるため発行について同意又は許可を得たものにあつては○・○○○一○）を、平成二十五年度における都道府県立病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものに限る。）の額に○・○○七四（6に規定する災害時医療施設の整備に要する経費に充てるため発行について同意又は許可を得たものにあつては○・○○九四五）を、平成二十六年度における都道府県立病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものに限る。）のうち6に規定する特別分に係るもの以外のものに○・○○三九○（6に規定する災害時医療施設の整備に要する経費に充てるため発行について同意又は許可を得たものにあつては○・○○三九○）を、6に規定する特別分に係るものに○・○○四七三（6に規定する災害時医療施設の整備に要する経費に充てるため発行について同意又は許可を得たものにあつては○・○○二三三）を、平成二十八年度における都道府県立病院事業債同意等額（特定分に係るもの及び医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものに限る。）のうち6に規定する特別分に係るもの以外